



SS活動通信 4月号

年間 計画	4月	未成年者飲酒・喫煙防止対策	7月	青少年健全育成	10月	防犯対策	1月	未成年者飲酒・喫煙防止対策
	5月	SS活動ツールの再確認	8月	未成年者飲酒・喫煙防止対策	11月	地域安全対策	2月	防犯対策
	6月	防犯対策	9月	防災対策	12月	防犯対策	3月	防災対策

徹底しましょう! 「年齢確認」 お酒・たばここと成人向け雑誌



年齢確認

行動のポイント

酒類・たばこを未成年者及び20歳代と思われるお客様が購入しようとした場合は、法令に基づき必ず年齢確認を行い、成人であると確認できない場合は毅然とした態度で販売をお断りします。

- ◆未成年者に酒類・たばこを販売することは法律違反です。
- ・未成年者及び20歳代と思われるお客様には証明書による年齢確認を必ず実施します。
- ◆年齢確認は証明書(免許証、タスポカードなど)で行ないます!

＜年齢確認が出来る証明書＞ ※1994年(平成6年)の当日以降の誕生者が20歳未満です。
運転免許証・タスポカード・学生証・健康保険証・年金手帳・年金証書・パスポート・住民基本台帳カード・外国人登録証明書及び在留カード、特別永住者証明書・各種福祉手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ※いずれもコピーは不可 JFA統一ガイドライン

★酒類・たばこを未成年者に販売した場合「販売した従業員」も最高50万円の罰金の対象になる事もあります。

- ・4月は未成年者飲酒防止強調月間です。(国税庁)
- ・「STOP! 未成年者飲酒防止キャンペーン」も実施中です。ツールの掲出も確認しましょう。

◆成人向け雑誌は区分陳列を徹底します!

- ・成人向け雑誌区分什器、表示板の設置を確認しましょう。



【SS Topics】 国税庁年齢確認ポスターの掲示について

◆毎年4月は未成年者飲酒防止強調月間です。酒類販売管理者名・酒類販売管理研修受講日を記入して掲示しましょう。



←確認したら
サインしましょう

発行:2014年3月